

誰もが住み慣れた地域で安心して暮らしていく為に必要なこと

高齢者の権利をみんなで守りましょう

健康管理センターすこやか 健康福祉課・南部地域包括支援センターでは、高齢者の権利を守る取り組みをしています。

■防ごう！高齢者虐待

養護者（介護者）が介護により心身ともに疲労し、追い詰められていることが虐待の原因の一つとなっています。介護者だけで頑張り過ぎないことが虐待の防止につながります。

健康福祉課・南部地域包括センターでは、介護の負担やストレスを軽減するためのサービスを紹介したり、情報を提供したりします。

本人、養護者（介護者）、周囲の人からの高齢者虐待についての通報・相談を受けた場合、他の関係機関と連携して高齢者の権利を守ります。

法律では、虐待に気づいた人は市町村への通報義務が定められています。早期に発見し、専門機関が関わることで、虐待の深刻化を防ぐことができます。虐待を発見したり、虐待があると思われた時は連絡して下さい。

※通報者が誰であるか等の個人情報は守られます。

■防ごう！消費者被害

高齢の方を狙った悪質な金融・保険商品の電話勧誘・販売、健康商品の送り付け商法等、近年消費トラブルも多様化しています。あやしい電話があつたり、身に覚えがない商品が届いたりした場合には、すぐにご相談下さい。

※健康福祉課・南部地域包括支援センター以外にも、専門の相談先があります。

■認知症などにより判断能力の低下している方、将来的に心配な方を支援します
現在、認知症などで判断能力が低下して、財産の管理や日常生活上の契約などに不安のある方に対し、左記の制度を紹介したり、利用手続きの支援等をしたりします。

◆成年後見制度
本人に代わって契約や財産管理をする制度です。
〈主な支援内容〉
・財産管理
年金や資産など本人に必要な支出を維持・管理

◆日常生活自立支援事業
福祉サービス利用や日常的な金銭管理の援助など、本人の自己決定を支えるため支援をする事業です。
（主な支援内容）
・福祉サービスの利用援助
サービスの情報提供や、手続き方法、利用についての助言
・日常的金銭管理サービス
公共料金や家賃など、生活に必要な支払いや生活費等の預貯金の払い戻し、預け入れなどの支援を行う書類等預かりサービス
預貯金通帳や権利証、実印など大切な書類を預かり、保管する

◆任意後見制度
将来、認知症などにより判断能力が衰えた場合に備えて、あらかじめ代理人（任意後見人）を決めておくこともできます。



【問い合わせ先】

■健康福祉課

■南部地域包括支援センター

（どちらも）☎66-5524

●町民生活課（天萬庁舎内）
☎64-3781

毎月第2火曜日
午前9時～12時

●消費生活センター

☎34-2648

5 広報なんぶ 2014.2 No.113